平成２４年（フ）第３８６号
福井市南四ツ居１丁目１番14号
破産者　株式会社松尾工務店
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３９号
福井県越前市春日野町第10号13番地の３
破産者　株式会社山本工務店
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２４３号
福井市問屋町１丁目40番地
破産者　光輿業株式会社
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３０５４号
最後の住所大阪府豊能郡能勢町森上45番地の20
破産者　被相続人亡今中建築設計事務所こと今中時夫相続財産
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８号
松江市美保関町北浦492番地２
破産者　有限会社丸紅建設
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４９号
宮城県宮城郡利府町中央１丁目11番地８　セジュール・ラルシェＡ一103号、開始決定時の住所松江市東津田町2252番地23
破産者　紅花　昌秀
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１７０２号
札幌市南区真駒内本町７丁目２番１一105号
破産者　打越　和弘
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７４７号
札幌市北区新川３条13丁目３番60号、開始決定時の住所札幌市西区西野５条４丁目１番１号　メゾンドルナＡ201
破産者　平山　欽也
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１号
福井市南四ツ居１丁目４番５号
破産者　笠松　清司
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４０号
福井県丹生郡越前町米ノ第71号49番地29
破産者　山本　忠勝
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１００１号
名古屋市中川区高畑２丁目65番地、開始決定時の住所名古屋市中川区法華西町１丁目24番地の２
破産者　髙木　智弘
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０２７号
岐阜県羽島郡岐南町野中１丁目64番地　Ｔ・ＭタウンＣ棟、従前の住所名古屋市中川区法華西町１丁目24番地の２
破産者　髙木　正好
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０２８号
岐阜県羽島郡岐南町野中１丁目64番地　Ｔ・ＭタウンＣ棟、従前の住所名古屋市中川区法華西町１丁目24番地の２
破産者　髙木　静子
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２３０８号
神戸市須磨区南落合２丁目２番503一107号、開始決定時の住民票上の住所京都府長岡京市高台４丁目４番地の３
破産者　紺谷　修一
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５５８号
大阪市東淀川区大道南３丁目３番14号メゾンエルセビア205号
破産者　山田　好登
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２７１号
大阪市住之江区新北島７丁目２番27一404号
破産者　坂口　太一
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３９６号
兵庫県西宮市老松町11番16号
破産者　佐藤　俊明
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部